

防災活動の認定要件に関するQ&A

自主防災組織の防災訓練と火災訓練とは違うものですか？

防災訓練とは地震災害を想定して行う訓練であり、火災訓練（消火訓練等）とは異なります。火災訓練時に、防災マニュアルに基づく安否確認訓練や防災備品の確認等の内容を加えて実施すれば、防災訓練となります。

家具の転倒防止対策は全戸が実施していることが条件ですか？

チラシの配布等により全戸に啓発を実施していれば、要件を満たします。ただし、啓発については毎年実施するなど、取り組みの継続をお願いします。

地域の防災訓練へ参加する人数に規定はありますか？

規定はありませんが、地域との顔の見える関係づくりをその主旨としていますので、訓練開催のお知らせチラシの回覧などの取り組みにより、多くの居住者の方の参加を促すことが望ましいと考えます。

非常用電源の発電容量に規定はありますか？

スマートフォン充電（10W程度）や避難場所の照明（クリップ式小型ライト100W程度、ハロゲンライト500W程度など）の起動に必要な出力が確保ができる容量としてください。

✓なお発電機の燃料を備蓄する場合は、量や保管方法について規制がある場合があるので、消防署に事前に確認ください。

「共用トイレとして使用可能な空間」とはどのようなものですか？

広さは規定していませんが、施錠できる空間が望ましいと考えます。

簡易トイレ（便袋）を自主防災組織（管理組合等）と居住者で併せて備蓄する場合、分担当に規定はありますか？

規定はありませんが、分担備蓄する場合は、防災マニュアル等で、簡易トイレの使用が必要な状況について説明したうえで、自主防災組織（管理組合等）の備蓄分と合わせて各住戸分20枚備蓄するよう周知をお願いします。

飲料水および食糧の備蓄量はどのくらいですか？

1週間分を確保することになりますが、飲料水は3L/人・日を目安に備蓄量を検討してください。また、食糧については3食/人・日としていますが、1食の量の規定はありません。また、簡易トイレと同様、居住者との分担備蓄に規定はありません。

問い合わせ先： 仙台市 都市整備局 住宅政策課 TEL 022-214-8306

認定制度のホームページ検索は、

杜の都 防災力



まずは、防災活動1つ星から！

マンションの防災力を向上していきませんか？



認定をとったマンションには、認定マークをお渡しします！



防災活動1つ星の認定の条件は、「自主防災組織の結成」を行っています！

自主防災組織の結成によるメリット

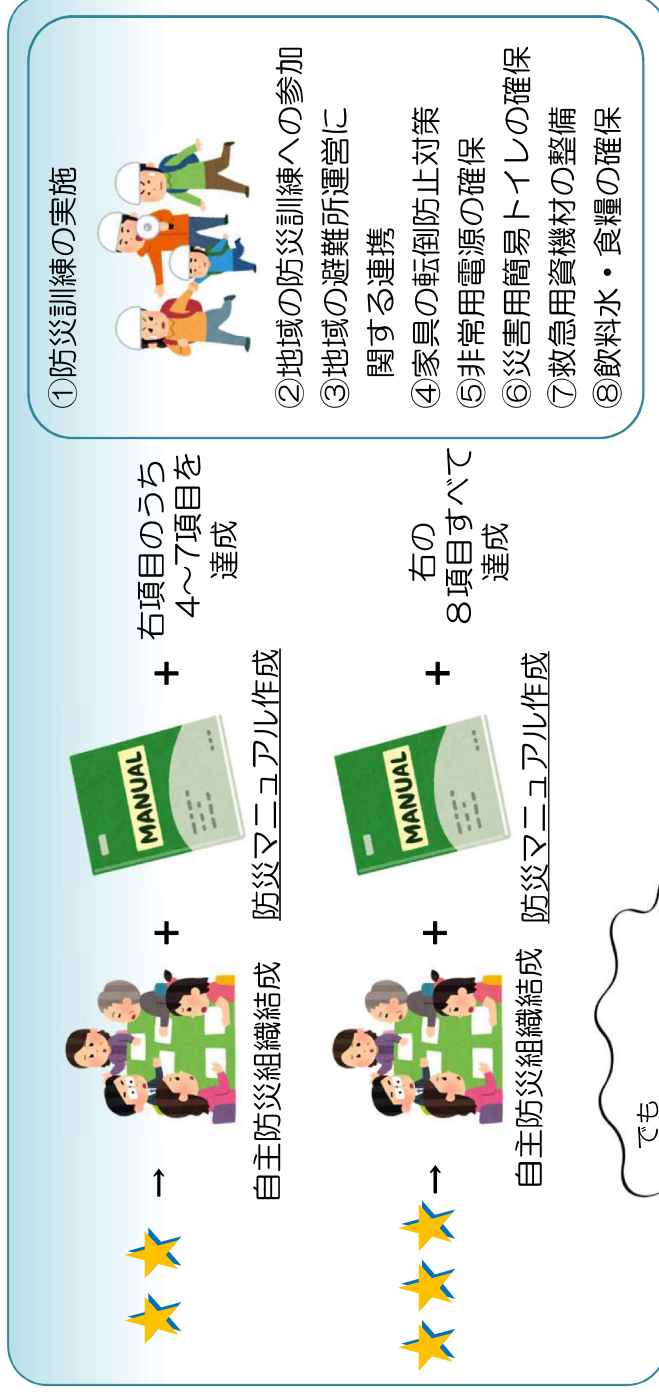
被災時の円滑な避難活動で最も大切な「居住者同士の協力体制」が整うので、安心してマンションライフを送ることができます！

さらにコミュニティの活性化にもつながっていきます！！





防災活動が活発になれば、星の数は最大3つ星まで増やすことが可能です！



①防災訓練の実施



②地域の防災訓練への参加

③地域の避難所運営に関する連携

④家具の転倒防止対策

⑤非常用電源の確保

⑥災害用簡易トイレの確保

⑦救急用資機材の整備

⑧飲料水・食糧の確保

でも
防災マニュアルなんて
つくれるかなあ……



ご安心ください！ 仙台市は

「マンション防災マニュアル作成支援

専門家派遣事業」を実施しているので、
専門家派遣（最大5回）を無料で受けられます！

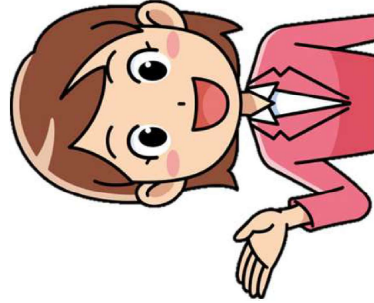


<震災を経験した方の声>

震災を受けて感じたことは、まず『組織を動かす命令系統の
立ち上げが必要』だということです。また、マンション単独
で3~5日間は生活確保できる備えを行う必要があることも感
じました。マンションには各々の分野に精通している方も多数
いて、被災生活を送る上で協力をいただきました。震災時には
そういう方々の協力をいただくには、日頃からの人材把握、そ
してコミュニケーションが必要でした。
(「分譲マンション防災マニュアル作成の手引き」より抜粋)



皆さんもこの様に思ったことはないでしょうか？
防災力を向上するためには、マンションに
お住まいの方皆さんの協力が必要です！
この制度を1つのきっかけとして、防災について
皆さんで考えてみてはいかがでしょうか！



〇〇〇 星ごとの認定要件 〇〇〇

「1つ星」認定

自主防災組織を結成していること
(町内会の自主防災組織にマンション単位で加入している場合も含む)

「2つ星」認定

自主防災組織を結成していること
(町内会の自主防災組織にマンション単位で加入している場合も含む)
地震災害を想定した防災マニュアルを作成していること
下記の8つの自主防災活動のうち、4~7項目を実施していること

「3つ星」認定

自主防災組織を結成していること
(町内会の自主防災組織にマンション単位で加入している場合も含む)
地震災害を想定した防災マニュアルを作成していること
下記の8つの自主防災活動すべてを実施していること

8つの自主防災活動

自主防災組織の防災
訓練の実施

防災マニュアルに基づく防災訓練を、年1回以上実施していること

各住戸の家具固定

住戸内の家具転倒防止対策をおこなっていること

地域の防災訓練への
参加

連合町内会などが開催する防災訓練に参加していること

地域の避難所運営に
関する連携

地区の避難所運営に関する事前協議等に参加し、マンションの避難所で
の協力体制を確認していること

非常用電源の確保

照明及び携帯電話充電などに電源供給が可能な発電機が確保されている
こと

簡易トイレ(便袋)
の確保

1. 簡易トイレ用テント(1基/住戸50戸あたり)の確保、または共
用トイレとして使用可能な空間が確保されていること
2. 簡易トイレが、自主防災組織(管理組合等)と各住戸の備蓄分を併
せて20枚以上確保されていること

救急資機材等の整備

救急資機材並びに防災用品が確保されていること
(救急用資機材) バール、ハンマー、ジャッキ、担架、救急箱
(防災用品) 携帯用ラジオ、懐中電灯、ロープ、防水シート、
粘着テープ、吹き出し用品、バケツ、給水用容器

飲料水・食糧の確保

自主防災組織(管理組合等)と各住戸の備蓄分を併せて1週間分を確保
すること

次ページ以降に、認定取得の際に問い合わせのあった質問をQ&A形式に
まとめましたので、検討の際に参考にしてください。